

配偶者や恋人へ暴力を振るっていませんか？ DV加害者電話相談をご利用ください

鳥取県では、DV（配偶者や恋人等からの暴力）の防止のため、DV加害者電話相談窓口を開設しています。「これってDVになるのかな？」、「DVをしてしまったの该怎么办。」、「DVをしないようにしたい。」など、DV加害者からの相談やDVの加害行為についての相談を受け付けています。

この電話相談を利用して、DVについて自分の考えや行為を見つめ直すきっかけとしてください。

専門の相談員が対応し、個人の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

◆相談受付 毎月第3金曜日（ただし、祝日の場合はその前日）

午後6時30分～午後8時30分

◆相談電話番号 0857-22-7867



DVとは

配偶者や恋人に対して振るう暴力のことを、ドメスティック・バイオレンス（DV）と言います。DVは、人権を著しく侵害する身近な問題で、犯罪です。

DVの形態

あなたが配偶者や恋人に対して行っていることは、暴力と呼ばれるものではありませんか。暴力には、①身体的な暴力だけでなく、②精神的な暴力、③性的暴力、④その他経済的な暴力等があります。
暴力の兆候を自覚し、早期に改善することが大切です。

<暴力の例>

- ・殴る、蹴る、押す、腕をねじる、つねる
- ・刃物などの凶器をからだに突きつける、物を投げつける
- ・首をしめる
- ・髪をつかんで引きずりまわす
- ・大声でどなる
- ・実家や友人とのつきあいを制限したり、携帯電話を細かくチェックしたりする
- ・何を言っても無視して口をきかない
- ・バカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- ・いやがっているのに性行為を強要する、避妊に協力しない
- ・生活費を渡さない、外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする
- ・電話やメールで常に行動を監視する、外出することを許さない
- ・子どもに危害を加える、子どもを取り上げると言って脅す

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

TEL：0857-26-7869 FAX：0857-26-7863

